

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

○ お知らせ

・新年挨拶

・令和3年4月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について

・令和3年度 介護職員(等特定)処遇改善計画書について

・令和2年度 訪問看護にかかる支援策について

・【締切延長】「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言」(令和2年度第2期)の宣言事業所を募集しています！

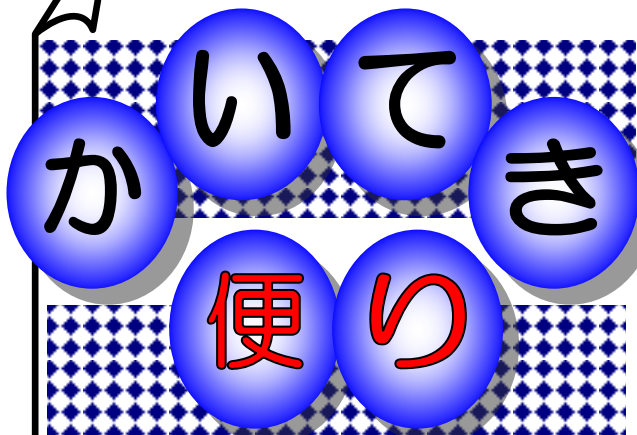
・「若年性認知症の本人の通いの場をつくるガイドブック」事業所向け説明会(オンライン)を開催します！

・「高齢者見守り人材向け出前講座」申込受付中！

○令和2年度 外国人介護従事者受入れに係る補助事業 申請書類を受付中！(最短1月7日必着)

・介護職員奨学金返済・育成支援事業 交付申請 受付中！(1月18日必着)

○キャリアパス導入促進事業費補助金(アセッサー講習受講支援事業費補助) 申請書類を受付中！(1月6日必着)



令和3年1月1日発行 第198号

新年挨拶

新年あけましておめでとうございます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が発生する中、介護サービス事業者の皆様には、様々な感染防止対策を講じながら、必要な介護サービスを継続的に提供していただきましたことを深く感謝申し上げます。

さて、国の社会保障審議会介護給付費分科会においては、「感染症や災害への対応力強化」が新たに加わるとともに、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」などについて、議論が行われました。今後は、同分科会が取りまとめた意見を踏まえて、介護保険法をはじめ関係法令の改正が行われるとともに、こうした制度改正等の動きや地域分析の状況に基づき、区市町村においては、第8期介護保険事業計画が執行される年となります。

都としましても、第8期東京都高齢者保健福祉計画に向けて、都が目指す基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組む施策を策定して参ります。

また、国に対しては、介護保険が高齢者やその家族、事業者の実態に即した制度・サービスとなるよう、引き続き、提案要求してまいります。

今年も利用者が安心して介護サービスを利用し、地域で支え合いながら高齢者がいきいきと心豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けことができるよう、コロナ禍の中、必要な感染防止対策を講じながら介護サービス事業者及び区市町村の皆様と力を合わせ様々な取組を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

東京都福祉保健局高齢社会対策部長 村田 由佳

○ 令和3年4月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について、厚生労働省から事務連絡が発出されましたので、お知らせします。

福祉用具貸与事業者の皆様におかれましては、以下の HP から必ず詳細を御確認くださいようお願いいたします。

【重要】令和3年4月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/10_taiyo.html

<令和3年4月貸与分の全国平均貸与価格及び上限価格の掲載先について>

※掲載先(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

※本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。

<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

○ 令和3年度 介護職員(等特定)処遇改善計画書について

令和3年4月から介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合は、令和3年度の計画書を令和3年2月28日までにご提出いただくことになっております。東京都提出分の計画書様式、記載方法等につきましては、1月以降に下記ホームページに掲載予定です。

なお、介護職員等特定処遇改善加算に関する東京都 Q&A は、随時ホームページにて更新しておりますので、必ずご確認のほどよろしくお願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者＞介護保険＞介護職員処遇改善加算(現行加算及び新加算)について (<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護職員処遇改善加算担当

TEL03-5320-4305 または 03-5320-4343 (直通)

※受付時間:平日9時00分～17時30分(12時00分～13時00分を除く)

○令和2年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和2年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

<令和2年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 (対象分野: 訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	新たに受験する対象分野に係る教育課程の募集要項等が発表された場合等は、入学試験日の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。 最終締切 令和3年2月10日水曜日
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	新規開設したステーション等は、事務職員を雇用しようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。 最終締切 令和3年2月10日水曜日
	(3)-ア 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <研修代替職員確保への支援>	新規開設したステーション等は、研修を始めようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。 最終締切 令和3年1月8日金曜日
	(3)-イ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>	新たに看護職員が産休等で休業することになったステーション等は、代替職員を任用しようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。最終締切 令和3年1月8日金曜日
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	各教育ステーションへ直接ご確認ください
	訪問看護師オンデマンド研修事業 ※(一社)東京都訪問看護ステーション協会に委託して実施しています。	★eラーニング【配信中】 申込は、以下ホームページから ↓ https://tokyohoukan-st.jp/ondemand.html ★勉強会、相談受付実施中！ ※対象者は条件があります。詳細はホームページをご覧ください。
	訪問看護フェスティバルの開催	令和3年1月23日土曜日 オンライン開催 (令和2年12月24日申込受付終了)

※各補助金事業は、申請状況により期限を別に設定する場合があります。本事業の利用を検討する場合は、事前に東京都担当宛てにご相談ください。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>

🔍 東京都訪問看護推進総合事業

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5320-4216 FAX03-5388-1395

○ **【締切延長】「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」(令和2年度第2期)の宣言事業所を募集しています！**

1 TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所を募集しています(令和2年度第2期募集)！

TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所を以下の日程で募集しています。この度締切を延長いたしましたので、申請をお考えの事業者の皆様は、この機会にぜひご申請ください。

※スタートアップセミナー未受講の事業者の方は、2でご紹介するスタートアップセミナー動画を必ずご視聴の上、申請をお願いいたします。

【申請期間】 **令和2年10月1日(木)から令和3年1月12日(火)まで** **【必着】**

※今年度最後の受付です！【締切を延長しました】

【提出先】 (公財)東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉情報室 宣言情報公表担当あて
〒163-0719 東京都新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 19階

【申請方法】 東京都福祉保健財団ホームページをご参照の上、必要書類を東京都福祉保健財団へご提出ください。

◆東京都福祉保健財団ホームページはこちら>

<http://www.fukushizaidan.jp/204sengen/shinsei.html>

2 スタートアップセミナーを動画でご視聴いただけます！

令和2年度スタートアップセミナー動画を、以下のページで公開しています。動画では、職場宣言の概要や取組のポイント、申請手続きやふくむすびの操作方法等をご説明しています。

お手元のパソコンやスマートフォンなどで、お気軽にスタートアップセミナーを受講していただくことができます。職場宣言の申請をお考えで、スタートアップセミナー未受講の事業者の方、スタートアップセミナーは受講済みだけれど申請手続きなどを再確認したいという事業者の方は、ぜひご視聴ください！

◆スタートアップセミナー動画は、こちら>

<https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.jp/www/contents/1574902847799/index.html>

※セミナー動画(2)(3)が新しくなり、わかりやすくなりました！

◆申請に関するご相談の受付等はこちら>

<http://www.fukushizaidan.jp/204sengen/startup.html>



3 TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業

本事業は、働きやすい職場づくりに取り組むことを宣言する高齢・児童・障害分野等の事業所の情報を広く公表することで、人材の確保と定着を応援する制度です。

(1) 仕組み

働きやすさの指標となる項目を明示した「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組む事業所を「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所」として応援します。宣言事業所の情報は、書類審査・現地確認を行った上で、ふくむすび(東京都福祉人材情報バンクシステム)で広く情報発信しています。

◆ふくむすび(東京都福祉人材情報バンクシステム)はこちら>

<https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.jp/www/contents/1001000000001/index.html>

(2) 宣言していただくと…

宣言事業所に配付する宣言マークや公表通知書を活用して働きやすい職場づくりに取り組む事業所としてPRできるほか、ハローワークでの求人票にも宣言事業所である旨を記載していただけるようになります。また、「福祉のしごと就職フォーラム」に優先的に参加できます。さらに、働きやすい職場づくりに取り組むことで現任職員のモチベーションも向上し、人材の確保・定着につながります。



宣言マーク



公表通知書



宣言事業所用バナー

※ふくむすびの事業所ページへのリンクを設定できます。

4 その他

詳細は、下記のHPでご紹介しています。ぜひご覧ください。

【東京都福祉保健財団ホームページ】 <http://www.fukushizaidan.jp/204sengen/index.html>

○「若年性認知症の本人の通いの場をつくるガイドブック」事業所向け説明会(オンライン)を開催します！

「若年性認知症」の人は、介護サービスや障害福祉サービスを利用することができますが、実際にサービスについて相談があったらどのように対処したらよいでしょうか…

若年性認知症の人は、発症前と同じように働けなくなってしまって経済的に苦しくなったり、社会から孤立しがちになるなど、現役世代ならではの不安や悩みを抱えています。

この説明会では、令和2年3月に発行した標記ガイドブックから、若年性認知症の人の受け入れを進めていくための知識や「通いの場」を作っていくための「実践ポイント」をお伝えします。

サービスプログラムなどの工夫をしながら若年性認知症の人の居場所づくりに取り組んでいる事業所もあります。今回は「小規模多機能ホームさかえまち」(介護保険サービス)での実際の取組みについてご紹介します。

若年性認知症の人を知ることが、理解や受け入れの第一歩です。

お気軽にご参加いただけますので、この機会にぜひご視聴ください。

【日時】

令和3年2月22日(月曜日)午後2時00分～午後3時30分

◎オンライン(ライブ配信方式)で開催します。

【対象】

都内の介護サービス及び障害福祉サービス事業者、行政職員、若年性認知症支援に関わる方

【定員】

250名【参加無料】※事前申込制。先着順

【申込方法】

詳細は以下のホームページをご参照ください。

[リンク先ページ](#)

視聴方法等につきましては、後日、申込フォームに記載いただいたメールアドレス宛に電子メールにてお知らせいたします。

【申込期限】

令和3年2月15日(月曜日)

【テキスト】

「若年性認知症の本人の通いの場をつくるガイドブック」を使用します。

当日は、下記からPDF版をダウンロードいただき、併せてご参照ください。

(データでの入手が困難な場合は、ご相談ください。)

【東京都福祉保健局ホームページ】東京都の認知症ポータルサイト とうきょう認知症ナビ

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/manual_text/jakunen_guidebook/index.html

【お問合せ先】在宅支援課認知症支援担当 TEL03-5320-4276



○「高齢者見守り人材向け出前講座」申込受付中！

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2020年4月1日から2021年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★
※状況により休止となる場合があります。詳細は「くらしWEB(下記)」を参照のこと。)

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度
(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：無料

申込条件：●申込者…都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブ
その他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等
●受講者…原則10人以上

申込受付：2020年4月1日から2021年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までFAXにてお送りください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/koure.html

<トップ⇒学びたい⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込み・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

講座申込 FAX番号：03-5614-0743<FAXのみの受付となります>

TEL03-5614-0543(月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>)

この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております

○令和2年度 外国人介護従事者受入れに係る補助事業 申請書類を受付中！(最短1月7日必着)

東京都では、介護サービスを提供する都内の事業所等(以下、「事業所」)が、外国人を円滑に受け入れられるように支援することを目的として、「外国人介護従事者受入れ環境整備等事業」を実施しております。

本事業の中で、留学生を受け入れる事業所向けの補助事業として「介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金」、技能実習生を受け入れる事業所向けの補助事業として「外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業」を実施しております。

この2つの補助事業について、令和2年度の事業概要及び交付申請受付のご案内をさせていただきます。

介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金

都内の事業所が、留学生を雇用し学費等を給付する場合に、経費の一部を補助します

●補助対象事業所

都内に所在する介護サービスを提供する事業所等

※訪問サービスは除きます。

※国又は地方公共団体が設置及び運営する事業所は除きます。

※介護保険法第72条の2の規定による共生型サービスは除きます。

●補助対象経費・補助基準額・補助率

- | | | |
|---------------|------------|--------|
| (1)学 費 | 5万円(月額) | |
| (2)入学準備金 | 20万円(1回限り) | |
| (3)就職準備金 | 20万円(1回限り) | 補助率1/3 |
| (4)国家試験受験対策費用 | 4万円(1回限り) | |
| (5)居 住 費 | 3万円(月額) | |

※上記(2)は、介護福祉士養成施設の入学年度のみ対象

※上記(3)及び(4)は、介護福祉士養成施設の卒業年度のみ対象

●令和2年度からの変更について

【補助対象の拡大】

(令和元年度)介護福祉士養成施設に通う留学生が補助対象



(令和2年度)令和元年度の補助対象に加えて、介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校に通う留学生も新たに対象に追加

【補助要件の緩和】

(令和元年度)留学生を遅くとも令和元年12月1日から雇用し、令和2年3月31日まで継続して雇用することが要件



(令和2年度)留学生を令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、1か月以上雇用した場合に対象(例えば、年度途中の5月の1か月間のみ雇用した場合も、対象となります。)

(令和元年度)対象となる留学生は、事業所において年間平均週20時間以上勤務することが要件

⇒(令和2年度)上記の要件は設定しない

●申請について

提出書類様式、提出方法等については、下記「問合せ先等」に記載している、公益財団法人東京都福祉保健財団のHPに掲載しております。(提出期限: **令和3年1月21日(木曜日)【必着】**)

外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業
外国人技能実習制度に基づく実習実施者が負担する技能実習に要する経費の一部を補助します

●補助対象者

都内の高齢者福祉施設で介護職種の外国人技能実習生を受け入れる実習実施者
※技能実習生は入国1年目(技能実習1号)の者が対象

●補助対象経費

令和2年度において、技能実習生が受入施設で就労した期間のうち、就労開始日から技能実習評価試験(初級)の前日(注)までの期間における以下の経費

対象経費	技能実習生の日本語能力	
	N4相当	N3相当以上
1 日本語学習にかかる経費(日本語講師の派遣、日本語学校への通学等) ※日本語能力試験N3相当の検定に必要な範囲	対象	対象外
2 介護分野の専門知識の学習にかかる経費(介護職員初任者研修受講料等) ※技能実習法に基づく第2号技能実習の技能検定に必要な範囲	対象	対象

(注)新型コロナウイルス感染症の影響等により技能実習評価試験の受検ができず、技能実習1号から特定活動に移行する場合、補助対象期間は、技能実習1号の実習期間の最終日までです。事業月数は、技能実習1号の実習期間の最終日が属する月の前月までを算定します。

●補助基準額・補助率

技能実習生1人当たり、67万円に事業月数を乗じた額を12月で除した額

補助率1/2

●申請について

提出書類様式、提出方法等については、下記「問合せ先等」に記載している、公益財団法人東京都福祉保健財団のHPに掲載しております。(提出期限: **令和3年1月7日(木曜日)【必着】**)

問合せ先等

●問合せ先

公益財団法人東京都福祉保健財団人材養成部 介護人材養成室 外国人介護人材担当
TEL: 03-3344-8627 (月曜日～金曜日 8:45～17:30)
HP: <http://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/index.html>

●その他

・事業の詳細(補助要件等)は、上記東京都福祉保健財団ホームページに掲載している補助金申請に係る手引きや要綱等をご確認ください。

○介護職員奨学金返済・育成支援事業 交付申請 受付中！(1月18日必着)

東京都では、介護職員の確保・育成・定着を図るため、「介護職員奨学金返済・育成支援事業」を実施しています。

本事業では、介護保険事業所等が常勤介護職員(有期雇用を除く)として新卒者等を雇用し、その新卒者等が在学中に貸与を受けた奨学金の返済相当額を手当等で支給した場合、都が事業者に対して1人当たり年60万円(最大5年間)を上限として全額補助します。

※ 事業の詳細は、東京都福祉保健財団ホームページをご覧ください。

現在、交付申請を受け付けております。本事業の活用を検討されている事業者様におかれましては、東京都福祉保健財団へ申請してください。

事業計画を提出していない事業者様へ ◆必ずご確認ください！

事業計画を提出していない事業者様は、
以下の期間に新たに雇用を開始した対象職員がいる場合に限り、交付申請からの申請が可能です。
【雇用開始日の期間】 令和2年8月4日 から 令和3年1月1日 まで

※事業計画を提出した事業者様については、個別にお送りした案内文書のとおり申請可能です。

◆交付申請書提出について

【提出期限】 **令和3年1月18日(月曜日) 必着**

【提出方法】 郵送にて必要書類をご提出ください。

【提出先】 〒163-0719 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階
東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 介護人材育成担当

【申請書類等】 公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページからダウンロードしてください。
(<http://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/index.html>)

【お問合せ先】 東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 介護人材育成担当
TEL:03-3344-8513 FAX:03-3344-8593
MAIL:syogakukin@fukushizaidan.jp

※お問合せは、東京都福祉保健財団ホームページに掲載されている「質問票」を用いてメール(又は FAX)にてお願いします。

○ **キャリアパス導入促進事業費補助金(アセッサー講習受講支援事業費補助) 申請書類を受付中! (1月6日必着)**

東京都では、介護職員の育成・定着を図るため、東京都介護職員キャリアパス導入促進事業を実施し、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む介護事業者を支援しています。

アセッサー講習受講に係る経費の支援(アセッサー講習受講支援事業費補助)を希望する法人は、交付申請書を令和3年1月6日(水曜日)【必着】までに御提出ください。

【提出期限】

令和3年1月6日(水曜日)【必着】

【提出方法】

郵送にて、必要書類を提出してください。

【申請書類等】

公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページに掲載しています。

(<http://www.fukushizaidan.jp/110careerpath/assessor.html>)

【提出先・事業に関する問い合わせ先】

〒163-0719

東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階

公益財団法人東京都福祉保健財団

人材養成部福祉人材養成室 介護キャリアアップ担当

電話 03-3344-8532

【介護プロフェッショナルキャリア段位制度に関する問合せ先】

一般社団法人シルバーサービス振興会 キャリア段位事業部

電話 03-5402-4882

Email: careprofessional@espa.or.jp